

## 用語の解説

### (1) 主要項目

#### 一般客

クルーズ客（後述）を除く訪日外国人。

#### クルーズ客

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 に基づく船舶観光上陸の許可を得た訪日外国人。

注）訪日旅行の往復に航空機等を利用し、日本国内発着のクルーズ船を利用した訪日外国人は一般客に含まれる。

#### 団体ツアー

旅行会社等が企画したツアーで、大半の旅程を団体で行動するもの。

#### 個人旅行向けパッケージ商品

個人旅行者向けに、往復航空（船舶）券と宿泊等がセットになった旅行商品。

#### 個別手配

団体ツアーや個人旅行向けパッケージ商品を利用せず、往復航空（船舶）券や宿泊等を個別に手配すること。

#### 購入率

ある商品やサービスを購入した人の割合。

#### 購入者単価

ある商品（又はサービス）を購入した人を分母として算出される、その商品（又はサービス）を購入する際に支払った支出金額の平均値。当該商品（又はサービス）を購入していない人も含めて算出される支出金額の平均値（費目別旅行消費単価）とは区別して使用される。

#### 旅行前支出

団体ツアー参加者及び個人旅行向けパッケージ商品の利用者についてはパッケージツアー参加費が旅行前支出となる。一方、個別

手配者については航空・船舶会社に支払われる国際旅客運賃が旅行前支出となる。

#### 旅行中支出

宿泊費や飲食費、交通費、娯楽等サービス費、買物代等、訪日外国人が日本滞在中に支払った支出金額。宿泊費や交通費などで旅行前に決済された場合でも旅行中支出に含まれるが、パッケージツアー参加費に含まれる支出金額は含まれない。

#### 旅行総支出

旅行前支出と旅行中支出の合計。

#### パッケージ内訳

パッケージツアー参加費に含まれる宿泊費や飲食費、交通費等の国内収入分。回答者から直接報告を得ることができないため、観光・レジャー目的の個別手配者の旅行支出における費目別構成比を用いて推計する。

#### 旅行支出

旅行中支出にパッケージ内訳を加算した金額。

#### 旅行消費単価

1 人当たり支出の総称であり、旅行中支出又は旅行支出の意。集計表の表題に使用している。

#### 訪日外国人旅行消費額

旅行消費単価に旅行者数を乗じることにより推計される総額。

#### 地方運輸局等

以下に示す 10 の地域区分。それぞれの地域区分に含まれる都道府県は以下の通り。

【1. 北海道】北海道

【2. 東北】青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【3. 関東】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

【4. 北陸信越】新潟県、富山県、石川県、長野県

【5. 中部】福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【6. 近畿】滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県

【7. 中国】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【8. 四国】徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【9. 九州】福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【10. 沖縄】沖縄県

## (2) 支出費目

### a. 宿泊費

ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、山小屋、下宿屋、保養所、ユースホテル、ゲストハウス、会員制の宿泊施設（タイムシェア、パッケージレンタルを含む）、有料での住宅宿泊、合宿所、長期滞在者の家賃

注) パッケージツアー料金に含まれる宿泊費は含まれない。出発前にインターネット等で決済したものを含む。日本国外での宿泊費は含まれない。

### b. 飲食費

食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、飲食系の移動販売、配達飲食サービス

注) パッケージツアー料金又は宿泊費に含まれる飲食費は含まれない。弁当等を購入して持ち帰った場合には e4. その他食料品・飲料・酒・たばこに分類。

### c. 交通費

#### c1. 航空

飛行機（日本国内の移動のみ）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。外国と日本との間の航空運賃は含まれない。

#### c2. Japan Rail Pass

JR グループ各社が外国人旅行者向けに提供している特別企画乗車券

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。「Japan Rail Pass」に加え、外国人旅行者向け JR 特別企画乗車券を含む。

#### c3. 新幹線・鉄道・地下鉄・モノレール

JR、鉄道、路面電車、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道（ゆりかもめ等）、鋼索鉄道（ケーブルカー）、索道（ロープウェイ等、ただしスキー場におけるものを除く）、交通

系電子マネーのカード購入費、フリー乗車券（c2. Japan Rail Pass に該当するものを除く）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。スキー場におけるリフト・ロープウェイ等の利用料金は d7. スキー場リフトに分類。

#### c4. バス

乗合バス（路線バス、長距離バス等）、貸切バス（団体観光バス等）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### c5. タクシー

ハイヤー、タクシー

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### c6. レンタカー

レンタカー、レンタルバイク

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。ガソリン代や有料道路料金、有料駐車場料金は c8. その他交通費に分類。

#### c7. 船舶

船舶（日本国内の移動のみ）、遊覧船

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。外国と日本との間の船舶運賃は含まれない。貸ボートは d11. レンタル料、遊漁船は d12. その他娯楽等サービス費に分類。

#### c8. その他交通費

高速道路・有料道路・橋・トンネル等の通行料、駐車場料金、ガソリン代

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

### d. 娯楽等サービス費

#### d1. 現地ツアー・観光ガイド

日本国内での現地ツアー、観光案内（ガイド）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d2. ゴルフ場・スポーツ施設利用料**

次の施設利用料：ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。スポーツ観戦料は **d5. スポーツ観戦** に分類。

#### **d3. テーマパーク**

次の入場料：テーマパーク、遊園地、公園

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d4. 舞台・音楽鑑賞**

次のチケット料金：音楽コンサート、演劇、歌舞伎、寄席、サーカス

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d5. スポーツ観戦**

次のチケット料金：相撲・サッカー・野球・ボクシング・プロレス・ゴルフの観戦

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。スポーツ施設利用料は **d2. ゴルフ場・スポーツ施設利用料** に分類。

#### **d6. 美術館・博物館・動植物園・水族館**

次の入場料：美術館、博物館、動物園、植物園、水族館、公民館、図書館、城、プラネタリウム

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d7. スキー場リフト**

スキー場における索道（リフト・ロープウェイ等）の利用料金

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d8. 温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション**

スーパー銭湯、温泉浴場、砂湯、スパ、健康ランド、ネイルサロン、エステティックサロン、ボディケア、ハンドケア、フットケア、アロマオイルトリートメント、タラソテラピー

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d9. マッサージ・医療費**

あん摩マッサージ、指圧マッサージ、はり、きゅう、病院・医院・診療所での診療、整体等の医業類似行為

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。処方薬の購入は **e6. 医薬品** に分類。

#### **d10. 展示会・コンベンション参加費**

次の参加費：展示会、コンベンション、見本市、博覧会、品評会、学会、その他会議

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d11. レンタル料**

次のレンタル料：スキーウェア、スキー板、スノーボード板、スケート靴、スポーツ用品、自転車（レンタサイクル）、テント、ボート、ヨット、衣装、ビデオ、本、医療・福祉用具等

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

#### **d12. その他娯楽等サービス費**

公営競技（競馬・競輪等）の入場料・投票券（馬券・車券等）、映画館、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、ダンスホール、マリーナ、遊漁船、芸妓（げいぎ）、カラオケボックス、釣堀、銀行やATMの手数料、両替手数料、保険料、学校、専門学校等の授業

料、託児サービス・介護サービスの利用料、コインシャワー、コインランドリー、クリーニング、理容店、美容院、ラウンジ利用料、手荷物預かり所、写真現像、郵便、宅配便の利用料金、公衆電話、携帯電話等の通話料金、等

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

## e. 買物代

### e1. 菓子類

キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、その他菓子類

### e2. 酒類

酒全般：清酒、みりん、ビール、発泡酒、ウイスキー類、果実酒類、合成清酒、焼酎、スピリッツ、リキュール

注) 飲食店等で消費した場合は b. **飲食費**に分類。宿泊費に含まれている飲食費は a. **宿泊費**に計上。

### e3. 生鮮農産物

野菜（きのこを含む）、果物、花、種苗等

注) 卵・肉等の畜産物、魚等の水産物、加工食品は e4. **その他食料品・飲料・たばこ**に分類。

### e4. その他食料品・飲料・たばこ

・ e1. **菓子類**～e3. **生鮮農産物**を除く食料品全般：卵、肉類、魚介類、缶詰・瓶詰、乳製品、冷凍食品、食用油、精米、乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん、パン、ジャム、はちみつ、調味料・香辛料、みそ、レトルト食品、即席ラーメン、総菜、弁当、豆腐、納豆、健康食品

・ 酒類を除く飲料全般：緑茶（茶葉）、紅茶（茶葉）、ウーロン茶（茶葉）、コーヒー（豆又は挽いたもの）、炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒ

ー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、栄養ドリンク

・ たばこ全般：紙巻たばこ、葉巻たばこ等

注) 飲食店等で消費した場合は b. **飲食費**に分類。宿泊費に含まれている飲食費は a. **宿泊費**に計上。

### e5. 化粧品・香水

香水、オーデコロン、頭髪用化粧品（シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パック等）、仕上用化粧品（ファンデーション、口紅、アイメイクアップ等）、日やけ止め、ひげそり用化粧品、歯磨剤

注) 歯ブラシ、化粧用ブラシは e16. **その他買物代**に分類。

### e6. 医薬品

医薬品（風邪薬、胃腸薬、湿布薬、目薬等）、調剤薬局での処方薬、腋臭防止剤、洗眼薬、虫除け、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤等サプリメント、その他医薬部外品

### e7. 健康グッズ・トイレタリー

マッサージ用具（電気製品でないもの）、美顔用具（電気製品でないもの）、エクササイズ用具（電気製品でないもの）、アイマスク、爪切り、磁気ネックレス、石けん・合成洗剤、界面活性剤、柔軟仕上げ剤、医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

### e8. 衣類

衣服、スポーツ用衣服、下着・寝着類、コート、レインコート、帽子、毛皮製衣服、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子、和服（着物、浴衣）、帯、足袋類等の和装製品

#### e9. 靴・かばん・革製品

靴・履物、スポーツ用靴（登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等）、スリッパ、サンダル、かばん、ハンドバッグ、リュック、ランドセル、スーツケース、名刺入れ、財布、ベルト、腕時計用革バンド

#### e10. 電気製品

デジタルカメラ、ビデオカメラ、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ・モニター、外部記憶装置、プリンタ、炊飯器、ジャーポット、電子レンジ、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、電磁調理器、エアコン、扇風機、電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機、電気アイロン、掃除機、洗濯機、洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座、電気ドライヤー、電気シェーバー、電気ストーブ、電気カーペット、電気マッサージ器具、ランプ、携帯電灯、懐中電灯、乾電池、蓄電池、ステレオセット、デジタルオーディオディスクプレイヤー、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、テレビ、ラジオ、電話機、ファクシミリ、携帯電話機、カーナビゲーションシステム、電気製品の部品

#### e11. 時計・フィルムカメラ

腕時計、置時計、ストップウォッチ、タイマー時計、時計の部品、フィルムカメラ、インスタントカメラ、カメラレンズ、カメラ付属品（ストロボ、三脚等）、望遠鏡、双眼鏡

#### e12. 宝石・貴金属

宝石（天然宝石、真珠等）や貴金属（金、銀、プラチナ等）が主体である以下の製品：アクセサリ（ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリング、ブローチ等）、メダル、貴金属製たばこケース、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・皿等の洋食器類、その他の身近細貨品

#### e13. 民芸品・伝統工芸品

日本の地域独自の手工芸品に該当する以下の製品：織物、染色品、陶磁器、漆器、ガラス容器、木工品、竹工品、金工品、仏壇、仏具、和紙、文具（筆、墨、硯、そろばん）、石工品、人形、玩具、扇子、団扇、和傘、提灯、和楽器、工芸用具、工芸材料、アクセサリ（ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリング、ブローチ等）

#### e14. 本・雑誌・ガイドブックなど

新聞、書籍、マンガ、雑誌、定期刊行物、その他の出版物、絵葉書、ポスター

#### e15. 音楽・映像・ゲームなどソフトウェア

音楽や映像等のコンテンツが記録されているメディア（CD、DVD、ブルーレイディスク、磁気テープ、レコード等）、ゲームソフト、コンピュータソフト（CD、DVD等）、有料アプリ

#### e16. その他買物代

寝具、じゅうたん・カーペット、タオル、カーテン、クッション、家具、文房具、箸（はし）、台所用品（包丁、まな板等）、食器、アクセサリ、乗用車・二輪自動車・自転車とその部品、空の記録メディア（CD、DVD、ブルーレイディスク、磁気テープ等）、玩具（おもちゃ）、ゲーム機、楽器、歯ブラシ、化粧用ブラシ、清掃用品（ほうき、はたき、モップ）、洋傘、マッチ、たばこ用ライター、模型（地球儀、食品模型）、魔法瓶、線香類、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ、コンタクトレンズ、カメラフィルム等

注) e12. 宝石・貴金属又はe13. 民芸品・伝統工芸品に相当するものを除く。

#### f. その他

その他（a. 宿泊費から e. 買物代までに相当しないもの）

注) 現地ツアー料金に含まれる保険料は d1. 現地ツアー・観光ガイドに計上。電話機本体の購入は e10. 電気製品に分類。

### (3) 買物場所

#### 百貨店・デパート

原則として百貨店協会加盟の店舗

#### 家電量販店

PC やカメラ、電気製品を専門に販売する店舗

#### ファッション専門店

服・鞆・靴・アクセサリ・高級腕時計等を専門に販売する店舗

#### 100 円ショップ

店内の商品を原則として1点100日本円均一で販売する形態の小売店

#### 高速道路のSA・道の駅

高速道路のサービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)、国土交通省に登録されている「道の駅」

#### 観光地の土産店

観光地内にある小売店

#### 宿泊施設

旅館・ホテル等の館内に併設されている土産店

#### スーパーマーケット

高頻度に消費される食料品や日用品等をセルフサービスで短時間に買えるようにした小売店舗

#### コンビニエンスストア

年中無休で長時間の営業を行い、小規模な店舗において主に食品、日用雑貨等多数の品種を扱う形態の小売店

#### ドラッグストア

医薬品や化粧品、トイレタリーを中心とし、併せて日用品や文房具、食料品等を取扱う店舗

#### ディスカウントストア

一時的なセールではなく常に低価格で商品を提供する安売り店舗で、一般的には生鮮食料品を除く生活用品を総合的に取り扱う

#### アウトレットモール

「メーカー品」(通常、メーカーのブランド名を表示したもの)や、「高級ブランド品」(通常、百貨店等で高額でも購入者がつき、販売可能なもの)を低価格で販売する複数のアウトレット店舗を一箇所に集めモールを形成したショッピングセンター

#### 都心の複合商業施設

都心部に立地し、商業施設や飲食施設、映画館、遊技場等の娯楽施設等が一体的に整備された施設

#### その他ショッピングセンター

複数の小売店舗が入居する商業施設で、上記の買物場所に当てはまらないもの

#### 鉄道駅構内の店舗

駅構内にある小型売店

注) 駅ビルは「百貨店・デパート」に含まれる。

#### 空港の免税店

空港の制限区域内にあるブランドショップ

#### クルーズ寄港港湾内の店舗

クルーズ船が寄港する港の旅客施設内に設置されている小売店舗(臨時店舗を含む)

#### その他

上記に当てはまらない買物場所(書店、CD・DVD・レコード販売店、家具屋、観光施設内にある店舗、アンテナショップ、郵便局、質屋・金券ショップ等)